

公益財団法人 情報通信学会

役員及び評議員に対する報酬等及び費用の支給の基準に関する規則 (役員等報酬・費用弁償規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の役員及び評議員に対する報酬等及び費用の支給の基準について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する第89条、同第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第13号、学会の定款第11条及び第26条の規定に基づいて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第21条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 定款第8条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等 公益法人認定法第5条第13号に定められた報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、次号に定める費用とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用 役員又は評議員の職務遂行にあたって必要となる経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用の種類及び金額並びに支給方法)

第4条 役員又は評議員が学会の職務のため出張をしたときは、費用の弁償として、別に定める学会の旅費に関する規則（以下「旅費規則」という。）に基づき、旅費を支給する。

- 2 役員又は評議員が遠隔地から理事会、評議員会その他の会議に出席したときは、費用の弁償として、旅費規則に定める基準に準じて、交通費（実費相当額）その他必要な経費を支給する。
- 3 前二項に規定する費用は、役員又は評議員の請求により、銀行振込み又は現金払いの方法により支給する。

(委任)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年6月18日第10回評議員会決議）

この規則は、平成25年6月18日から施行する。